

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 24 年 12 月 14 日(金) 午前 10 時 00 分～11 時 24 分
(休憩 午前 11 時 10 分～11 時 18 分)

会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 4 番 浅岡保夫、
6 番 幸前信雄、 9 番 北川広人、 11 番 鷺見宗重、
14 番 内藤皓嗣、 15 番 小嶋克文
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

5 番 柴田耕一、 10 番 鈴木勝彦、 8 番 杉浦敏和、
12 番 内藤とし子、 13 番 磯貝正隆、 16 番 小野田由紀子
一般 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、
福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、
こども未来部長、こども育成GL、こども育成G磯村主幹、
文化スポーツGL、文化スポーツG主幹、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (2) 議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- (3) 議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- (4) 議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について
- (5) 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第4回)
- (6) 議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- (7) 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願
- (8) 陳情第12号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (9) 陳情第14号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情
- (10) 陳情第15号 介護職員待遇改善加算の継続、拡充を求める陳情
- (11) 陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月11日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました

た案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案6件並びに請願1件及び陳情4件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤皓嗣委員を指名いたします。それでは。当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

（1）議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

問（11） 条例をつくろうとした理由が、ちょっと明確でなかったように感じます。他にやっているところ、やっていないところ、さまざまあるみたいですので、高浜市が、なぜこの条例をつくらなければいけないのか、お答えください。

答（介護保険） これは、高浜市だけではなくて、日本全国でございしますが、地域一括法の関係でですね、地域密着サービスにおきまして、平成25年3月31日までに条例で定めることと、国の一括法の関係で、そう定められましたので、各、日本全国でございしますが、各市町が、来年の3月末までに定めるものでございます。

問（11） それから、省令そのままの基準という答弁ありましたけども、そ

うした理由というか、他のところも、たまに上乘せしているところもあるので、そうした理由をお答えください。

答（介護保険） 今回の条例の制定におきましては、三つの基準が出ておまして、まず、省令等を、必ず遵守しなければいけない従うべき事項とですね、あと、法令の標準を基準としつつ合理的な範囲内で、異なる内容を決めることが許容される標準という基準。また、地方自治体が、十分、参酌した結果として、地方の実情に応じて、省令の内容と異なる内容を決める基準として、参酌すべき基準というものがございます。それで、高浜市の場合は、従うべき基準、必ず省令を守らなくてはいけない基準におきまして、条例で定めておりますので、この従うべき基準におきましては、全国どこの市町においても、統一の同じ内容で、決まってまいります。

問（9） 議案の第58号から第60号まで、同等の形の条例制定だと思っておりますので、重ねてお聞きしたいんですけども、今、答弁で、参酌すべき基準というものがあれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるということでございますけども、今回、この三つ、恐縮なんですけども、何か、独自のものがあるのか、あれば、それをお聞かせいただきたいんですけども。

答（介護保険） 今回、条例におきましては、従うべき基準におきまして、条例を上程させていただいております。ですが、参酌すべき基準、規則のほうでございしますが、愛知県の独自基準といたしまして、非常災害等の具体的な事例として、大規模な地震や風水害の例示とか、あと、そうした際の市町村だとか、他の社会福祉施設の相互支援、協力体制の事前整備の努力義務等を追加いたしております。ですので、条例におきましては、独自基準は設けておりません。

問（9） それで、どちらにしても、今後、市が制定する条例だものですから、国の法令に遵守する部分というのは当然あるんですけども、独自性というものが、どうしても必要な場合は御検討いただきたいということ、一つ、お願いをしておきたいなと思っております。それから、もう一つはですね、ちょっと、総括でも出ていましたけれども、国が持っていた条例を、今度は市町村が制定するという形になるわけですけども、この部分で、例えば、特に、こういう福祉に関わる制度に関して、国のものよりも、例えば、厳しくすることによって、より、公正な部分が保てるだとか、あるいは、より住民サービスにつながるだ

とかということが、見込まれる場合ということが想定された場合に、何かしら、それを講ずることはできるのかどうか、伺いたいのですが。

問（介護保険） まったく、そのとおりでございまして、参酌すべき基準におきまして、例えばでございますが、施設等の整備の状況だとかですね、あと、備品等におきましては、参酌すべき基準として、規則で定めさせていただくわけでございます。当面におきましては、国の省令どおりでございますが、今後運営等していく中で、より高浜市の実情だとか入居者の方々の処遇面において有効な、有効なというか、より便利な状況をかんがみ、出てくればその部分につきまして、制定をさせていただきまして、変更等をしていくつもりでございます。

問（9） ぜひ、その辺のところも、御検討、つくればいいという話ではなくて、もったからには、責任を持って進めていくというところで、やっていただきたいなということを思います。それから、もう一つは、条例制定をすることによって、高浜市の責任というもの、そういったものが問われる可能性というのが、出てくるのではないかなということを思いますけど、例えば、一つは、違反行為があった場合、それに対する処罰等、どのような形で進められるのか、あるいは考えられているのかということ、それから、もう一つは、逆に、その責任が問われる場合、どれほどの部分になるのか、極端な言い方をすると、例えば、裁判とか、何かになった場合ですね、条例を持っているのが高浜市だから、高浜市が訴えられるという可能性もあるのではないのかと思いますけども、その辺のところは、どのようにお考えでしょうか。

答（介護保険） 地域密着サービスにおきましては、従前から、このサービスが、地域密着のサービスが制定されました、平成18年から市において指導監督権を持っております。それにおきまして、監査等を行いまして違反等があれば、例えば、極端な場合は、返戻だとか、そういったことが出てくるかと思いますが、たまたま、高浜市におきましては、そういった事態は、今のところ出てきておりません。あと、市独自の基準を設けて、その部分におきまして、高浜市の責任をどうかという部分でございますが、当然ながら、市独自の基準を設けるに当たりましては、先ほど、申し上げましたように、参酌すべき基準として、高浜市の実情に合わせまして、いろんな事柄を変更させていただくこと

になります。またその際に、当然ながら、皆様方の御意見をお伺いしたり、また、そういった部分での説明責任、また、そういった基準を国の省令等と変えて行うことによりまして、そういった責任を、市町村が負うこととなります。そういった面で、市町村の権限が重くなったものと考えております。そのため、基準等の改正等に当たりましては、十分に、説明責任を果たすことができるよう、さまざまな意見の考慮、実例や御利用者の状況などを踏まえまして、十分に、参考にして考えていきたいと考えております。

問（９） 今、答弁にあったようにですね、やはり、権限が大きくなるということは、責任も大きくなるわけですので、この条例制定後におかれましては、例えば、人員のこと、それから、その人員の能力も含めて、施設管理は、今以上に大変になると思いますけれども、逆に、それをしっかりやらないと、条例を逆手に取られてという可能性も出てくるわけですので、そこのところを、十分、御配慮いただきたいと思えます。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第５８号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第５９号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

委員長 ありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第５９号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
問(4) 議案第60号ですけども、「法人である者」ということが、第3条に書かれているんですが、具体的には、どのようなところを考えられているかを、ちょっと、お教えてください。

答(介護保険) こちらの「法人である者」という定めにおきましては、個人ではできないという部分で、例えば、社会福祉法人だとか、医療法人だとか、そういった法人が、想定をされます。

問(4) そうしますと、先ほどの話で、責任が重くなるということが非常にあったかと思えますので、その法人に対して、例えば、資格審査というか、更新するとか、しないとかといった、そういったような手続きというのは、あるんでしょうか。

答(介護保険) おっしゃるように、最初1回だけ登録して、それから、いろいろと変わってきてという部分がございますので、こういった事業者の更新制というのが設けられておりまして、確か、5年だったかと思いますが、5年、その一定の年数が経った段階で、再度、改めて更新の手続きをとっていただくこととなります。

問(4) ありがとうございます。以上です。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について
委員長 質疑、ありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

問(14) 49ページの3款民生費の中の右下の方に、「いきいき広場管理運営事業」で、光熱水費が、261万3,000円増額補正されております。それから、この光熱水費は、中学校、小学校においてもありますけども、小学校が、200万円ぐらいでしたかね、小学校が、204万3,000円、中学校が60万5,000円ですか、この原因というんですか、どのようなものが挙げられるのか、お知らせください。

答(地域福祉) 私のほうから、49ページの「いきいき広場管理運営事業」の光熱水費の増額の理由について、御説明申し上げます。この増額につきましては、平成24年4月から、それまで本庁にあった電算室が、いきいき広場のほうに移転をしましてまいりました。平成24年度当初予算を組むときに、電算室の分がどのくらい見込めるかが、ちょっと算定できなりましたものから、その分については、反映せずに平成24年度当初予算を組みました。その結果、おおよそ、190万円ぐらい、電算室分で光熱水費が見込めるということで、この190万円を増額する。プラス、この3階が平成23年4月から子育て支援等の関係で事業開始しましたが、平成24年度に入りまして、家庭的保育ですとか、「高浜市こども発達センター」の業務のほうで、いろいろと充実した関係で、そちらのほうの施設の利用等もふえたことによりまして、トータルで、261万3,000円ですね、増額補正をお願いするものでございます。

答(学校経営) 小中学校の光熱水費が増となった理由でございますが、一番の理由は、今年の夏が異常な暑さだったということでございます。教育委員会におきましては、日ごろから各小中学校に対しまして、節電はもとより光熱水費全般の抑制に努めるよう依頼をしておりますけども、今年の増となった理由といたしまして、まず、電気料金といたしましては、空調ですね、空調の使用料が増したことです。それから、今年、扇風機をつけさせていただいたと、これも挙げられると思います。それから、ガスにつきましては、これはガスヒーポンの使用料が増したことです。それから、水道料金につきましては、異常な暑さとい

うことで、散水ですね、花壇でありますとか運動場、こういった散水量の増ということも原因ではないかというふうで分析のほうしております。

問（14） いきいき広場の光熱水費は、昨年度より今年、予算ベースではね、150万円ぐらい上がっていたと思うんですけども、決算では、ちょっと調べられなかったのだからわからないですけど、平成23年度の予算よりも、平成24年度の予算が、154万円だったか、上げてあってもまだ、190万円ですか、先ほど言われた、足りなかったということなのですかね。この本庁舎のほうは、その分だけ電気代が減っているんですかね。その辺はわかりませんかね。

答（地域福祉） まず、いきいき広場ですね、平成23年度と平成24年度の比較ですが、同額で、平成24年度と平成23年度の当初予算ベースではですね・・・

問（14） 予算では違うのですか。私が調べたら、予算ベースでは、150万円ぐらい、平成24年度のほうが、上がっていたと思うんですよ。上がっていたときには、また、この、先ほどの話だと、190万円、電気料ですかね、電算室の関係で、というふうに、私がちょっと調べたら、そうになっていたんですけども、それで、それは考えられるんですね、私が、電算室が、向こうに移転したから、その分を150万円、見込んだのかなとみたんですけど、それ以上に、また上がってるものですから、何が原因なのかなというふうに思って、お聞きしているんですけど。そうではないですか。ただ、決算ベースでは、わからないんですよ。平成23年度の決算が、どういうふうになっていたかは、わからないんですよ。

答（地域福祉） こちらのほうで資料を見ますと、当初予算ベースでは、平成23年度、平成24年度、同額でございます。1,489万7,000円で、同額でございます。ただ、平成23年度決算額では、1,458万3,907円ということで、当初予算よりも、30万円ほど低いということになっております。

答（14） わかりました。要するに、電算室が、移転したのが主な原因であるということですね、それが、予算のときにはわからなかったが、挙げておかなかったという、そういうことですね。

問（地域福祉） その通りでございます。

委員長 他に。

質 疑 な し

委員長 他に質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

委員長 ありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

(7) 請願第 1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願

意(3) 請願第1号の「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願」書とありますが、こちらのほうに対しまして、私は、反対ということで、ちょっとお話をさせていただきたいんですけども、生活保護受給者が、どんどん、今、ふえていまして、私が調べた中だと、213万3,905人を、日本の中で、国内で、受給者の数が過去最高ということであります。過去最高になったというのも、プラスアルファとして、去年の東日本大震災で、1,425世帯ふえておりまして、福島県でいえば、660世帯、宮城県でいえば、474世帯、岩手県でいうと、146世帯ふえていると。今の国の財政状況だとか、各市町で、高齢化だとか、医療費の負担、そういうのを考えますと、一辺倒の見方で、老齢加算の復活だとか、保護基準の引き下げをしないというような考え方ではなくて、根本から変えていく必要があるのかなと思いますので、私は、この請願に対して、反対とさせていただきたいと思いません。

意（１１） この請願に、賛成の立場で発言させていただきます。憲法第２５条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としています。本陳情にも、老齡加算を廃止した結果、食事を１日２回にした、知り合いの葬式にも出席できないなど、人間らしい暮らしができなくなっていますと訴えられています。それに、世界の中でも、日本は生活保護受給者の数が、数の割合が低いということ、低いことを考えても、この請願に賛成いたします。日本は、国民全体で、６．１％にすぎませんし、フランスは、９．１％、日本は、国民全体で１．６％にすぎませんし、フランスは、９．８％、イギリスは、１９％もあるわけで、それらは考えた上で、本陳情は切実なものがあると考え、賛成します。

意（２） 私は、この請願に反対の立場から意見を述べさせていただきます。生活保護というのは、大変、皆さんにとって大切な法律だということはわかるんですけども、一方、年金の支給、年金のほうもあるわけですね。それで、年金の支給額と、それから、生活保護の基準の支給額や何かを比べてみても、年金よりも生活保護の基準の方が高いと、こういった事実もあるわけですので、その辺のところも、十分、考えてやる必要があると思いますので、この請願には、反対をさせていただきます。

委員長 他に。

意見なし

委員長 意見もないようですので、請願第１号についての意見を終了いたします。

（８）陳情第１２号 社会保障の施策拡充についての陳情

意（４） 陳情１２号について、私は、反対の立場で意見を述べたいと思います。障がい者や、障がい児の施策の拡充についてというふうに書いてあるのですが、障害福祉サービス、補装具の利用者負担及び地域生活支援事業の利用者負担は、現状、個々の負担能力に応じた応能負担となっております。高浜市

では、課税世帯の負担軽減を図る観点から、障害福祉サービスの利用者負担額等、地域生活支援事業の利用者負担額を合算して、上限管理を行っていることから、適切であると考えています。よって、この陳情にありますような、課税世帯も含めて利用料負担をなくすことは、単に、現状ですと、自治体財政を圧迫するだけでありますので、反対であります。また、訪問系サービス、移動支援の支給時間は、障がい者、障がい児が、真に必要なとするサービスについては、支給時間を制限することなく支給していることから、この陳情には、反対します。

意（１１） 賛成の立場で、意見を述べさせていただきます。年金はどこまで減るのか、保育園は見つからない、医療費介護の負担が重い、社会保障の現状と未来に国民が不安を抱えています。消費税、大增税と、社会保障、切捨てるの一体改革が、国民の不安と不信を、ますます、かき立てています。こういうときだからこそ、社会保障の施策を拡充することで、市民に、未来への不安を取り除くために、いろんな項目が提出されています。愛知県ですけれども、世界でも、最高だと自慢しているようですが、立地促進補助金制度を使って進めています。1社、最高100億円もの補助金制度をつくってしまいました。一方で、社会保障を切り捨てるのは、県民本意の政治上行うべき立場から逆ではないかということから、本陳情に賛成させていただきます。

意（２） この陳情に、反対の立場から意見を述べさせていただきます。3番目の「国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。」ということで、その中で、「マイナンバー制度は導入しないでください。」とありますけれども、私は、マイナンバー制度は、賛成ですので、この陳情には反対をさせていただきます。

意（３） 私も、この陳情に対して反対なんですけれども、陳情書の2の5番目の「予防接種について」のところで、「H i b、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。」とあるんですけれども、高浜市でも、平成23年1月から無料で実施をしておりますので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 他に。

意見なし

委員長 他に意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

(9) 陳情第14号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情

意(6) 私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。陳情項目の2項目に「医師・介護師、介護職員など大幅に増員すること。」とありますけども、増員することだけではなくて、それぞれ、いろいろな理由があって仕事を離れる方、結構みえると思います。そういう方たちの定着を促進するような施策、もしくは、一度、離れた方が、また、職場復帰できるような、そういうことに重点を置いていかないと、仕事のバランスというか、そういうところが崩れてまいりますんで、そういう意味でいうと、この陳情に反対させていただきます。

意(11) この陳情に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。手厚い看護を実現するためには、看護体制、介護体制を実現するためには、諸外国に比べて、非常に少ない数を抜本的にふやすことは必要ですと、市民にとっても、安全、安心の医療、介護体制は必要です。本陳情では、看護師など、夜勤交代労働者の時間数、労働時間を1日、8時間、週32時間以内、勤務間隔、12時間以上とし、労働環境を改善することを求めており、同時に、医師、看護師、介護職員など、大幅に増員を求めています。十分、賛同できる内容ですので、本陳情に、賛成します。

意(2) 私は、この陳情には反対の立場で意見を述べさせていただきます。確かに、労働環境を改善するということは、大切な話だとは思いますが、今の現状からいっていきますと、なかなか、こういったことは難しいのかなと。それから、医師や看護師、それから、介護師など、大幅に増員するとありますけども、確かに、それができればいいんですけども、今の経済情勢からいって、それだけの負担を皆さん方に強いるのは、いかがなものかなということで、この陳情には、反対をさせていただきます。

委員長 他に。

意見なし

委員長 他に意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

委員長 次に、陳情第15号、「介護職員待遇改善加算の継続、拡充を求める陳情」の意見を求めるに当たり、私、一委員として発言したいので、副委員長に、議事進行を交代いたします。

(委員長に代わり、副委員長が、委員長の職に就く。)

副委員長 それでは、委員長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

(10) 陳情第15号 介護職員待遇改善加算の継続、拡充を求める陳情
意(15) 陳情の趣旨にある通りですね、超高齢社会を迎えたり、介護を担っていく介護職員の不足は、まことに深刻であります。また、離職も高い割合で推移しております。こうした原因は、いろいろありますけども、主として賃金の安さにあることはいうまでもありません。したがって、介護職員の確保のためには、賃金改善等の処遇の改善が必要であり、処遇改善の加算の継続、拡充は、これは大いに検討されなければなりません。しかし、その費用を、全額国の負担とありますが、年々増大する社会保障を考えると、全額、国の負担は、きわめて厳しいと思います。以上の理由によりまして、本陳情には、趣旨採択といたします。

委員長(副委員長) それでは、委員長の発言が終わりましたので、委員長を交代いたします。

(委員長の発言終了により、委員長職に復す。)

委員長 他に。

意(6) 私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。介護職員、確かに、先ほどおっしゃったように、根本的に処遇改善しないと、なかなか、定着しない。こういう理由は、よくわかります。しかしながら、事業として成り立たないようなところに、どんどん突っ込んでというお話もございます。そういう意味でいうと、介護という事業自体が、民間で、やはり運営できる、そういう姿にもって行くほうが、基本的に望ましい形だというふう考えておりますので、国が、一方的に支援して継続していく、こういうことは、少し無理があるかなというふうに考えますので、この陳情には、反対させていただきます。

意(11) 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。陳情趣旨にあるように、安全、安心の介護体制を実現するためには、待遇改善が必要です。現在の介護職員の賃金実態は、全労働者の平均と比較しても、3分の2程度で、月額で、10万円以上、低い状態にありますと。こうした問題を解決するためには、処遇を改善し、継続し、国の全額負担で、保険料に、はね返らない方法で、従事することを求めています。介護職員の不足を解消し、安心、安全な、介護を実現することは、市民にとって、切実な願いであると考えます。本陳情に、賛成します。

意(2) 私は、この陳情書に反対の立場から意見を述べさせていただきます。ここのところで、意見書の中で、介護職員の処遇改善加算を、2015年4月1日も継続することということで書いてありますけども、今回の介護保険料の改定の中で、介護職員の改善のほうも、ある程度、盛り込まれておりますので、そういったのをみてから、また、考えればいいのかというふうに思っておりますので、この陳情には、反対をさせていただきます。

委員長 他に。

意見なし

委員長 他に意見もないようですので、陳情第15号についての意見を終了いたします。

(11) 陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」
提出を求める陳情

意(6) 陳情第16号に対しては、これも、反対の立場で意見を述べさせていただきます。高浜市において、待機児童がふえてきている、これは、保育所の収容人員、これが少ないから基本的にそういう状況になっております。一方で、幼稚園のほう、こちらのほうは、空きの方が出ると、約200名だということを知っていますけども、施設として幼保の中でうまく活用できる、財政的に非常に厳しい状況でもありますし、こちらをうまく活用しながらやっていきたいということを、当局のほうからも、答弁いただいております。喫緊の課題として、やはり、その辺がうまく連携取れるようにやっていただくことが、高浜市にとってもメリットがあるし、今、お困りの御家庭にとっても、メリットがあるというふうに考えますので、そういう意味でいうと、子ども、子育て、関連3法案、早く実現できるようにお願いしたいというふうに考えておりますので、この陳情に対しては、反対させていただきます。

意(11) この陳情に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。本陳情は、子ども、子育て、3法案は、多くの問題点を抱えており、実施に当たり、基礎自治体では、条例づくりなど、膨大な事務が求められます。平成27年、本格実施ありきでは、課題、山積みで、見切り発車も懸念され、大混乱することは必至です。その直接被害は、子どもと保護者に及ぶことは言うまでもありませんと訴えています。十分、賛同できる内容ですので、賛成します。

意(2) 私は、この陳情に反対の立場から意見を述べさせていただきます。現在、高浜においては、いろいろな待機児童をゼロにするために、いろんな施策や何かも考えておみえになりますし、子ども、子育て関連3法の、3法の実施については、私は賛成ですので、反対をさせていただきます。

委員長 他に。

意見なし

委員長 他に意見もないようですので、陳情第16号についての意見を終了いたします。以上で付託されました案件の質疑及び意見は終了いたしました。委員におかれましては、引き続き、請願第1号に係る自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。当局の方は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に、当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますよう、お願いをいたします。なお、自由討議終了後は、各部長に御連絡いたします。一般の方の傍聴は、御自由ですので、よろしくをお願いいたします。

《自由討議》

「請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願」について

委員長 ただいまより自由討議を実施いたします。自由討議を行う案件は、「請願第1号生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願」であります。なお、実施に当たり、次の事項が申し合わせされておりますので、御了承をお願いいたします。まず、委員の方の発言は、挙手をもって、委員長の指名により、発言をお願いします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代なしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、最大30分を目安とします。確認事項としまして、委員会での自由討議が、本年の4月以降、正式導入されましたので、その発言は、委員会記録の中に記載されることとなりますので、御承知願います。以上であります。それでは、御発言、お願いいたします。

意(3) 賛成といわれた議員の方に、お伺いしたいんですけども、先ほど、日本国憲法第25条を持ち出されたと思うんですけど、その最後に、何と書かれているか、「その自立を助長することを目的にする。」と謳われておりますけども、高浜市でも、今回、定例会でも出ていたと思うんですけど、生活保護の

方々に、就労の支援をずっとされてきて生活保護費が、大分削減されているというのを目にされたと思うんですけど、本来、そういった観点で、本当の生活弱者の方を救済するものであって、一時的な方々は、本来、ずっとそれを継続するのではなくて、それを少しでも普通の生活、仕事、就職していただいて、自立できるような形で進めていく本来のものが生活保護だと思うんですけども、そういった部分は、どうお考えなのかなと。あと、先ほども、ちょっとお話しさせていただいたんですけども、不況の中で、生活保護を受給される方が確かにふえていまして、震災の影響でも、今回、ふえていると思うんですけど、そういったところで、財源が厳しい中で、今後、どういうふうに運営していくのかということまで、どう考えているのかお答えください。

意（11） 就職のことですけれども、中には、就職しようにも体が動かない、障がい者ではなくても、立っているのがつらいとかいう方もみえますので、そういう方には、強要するあれば、もともとないというふうに考えます。就職も必要なことかもしれませんが、ただ、そういう方に強要するのはいかななものかというものもあります。給付がふえて、財源はどうするのかと言われても、無駄の、八ッ場ダムに代表されるように、大型公共事業。無駄なものは削るということと、政党助成金などなくすことだとか、そういう無駄の削減をして、3.5兆円つくることができますし、昨年から法人税も、5%引き下げられています。それを中止するなど、大企業や大金持ちに、今まで優遇されている税金を改めていくことで、10兆円ほどの財源ができてきますので、そういうものを社会保障で賄えると考えてますので、よろしくお願いします。

意（3） 先ほど、お話しさせていただいたんですけども、その、財源云々というのは、おっしゃる気持ちはよくわかるんですけど、よく憲法を持ち出されると思いますよね。第25条でも、その最後の、自立を助長することを目的とするということを、いつもおっしゃらなかったんですけど、本来、その憲法に沿ってと言う話であれば、自立を助長するということは、その、立っていられない方も、確かに、わかるんですよ。外に出て仕事をしろと言っても、できない方がいるのはわかるんですよ。ただ、家でやれる仕事とかも、基本的にあるわけですよ。そういったこともせずに、ただ、もらうだけというほうへ考えていってしまうというのは、非常に、今後、社会保障がどんどん膨れ上がって

いくだけであって、これこそまさに、ばらまきの話になっていってしまうのかなという気がするので、私は、ちょっと、どうかと思います。

意（11） 25条は、最低限度の生活を保障するというふうに書いてありますので、これは、固有の権利だと考えますので、生きていくためにはやはりこういう最後の、生活保護は最後のとりでですので、これは、基準を低くすることとは、生きていくのも難しくなるようなことを考え、権利が生きていくことも難しくなるようなことになると考えますので、それについては、やはり陳情の通り、引き下げはしないようにということで、それは、賛同できることですので、よろしくお願いします。

意（6） この請願の項目、3個目のところに「生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすること。」ということが書かれていますよね。これというのは、やはり、先ほどから、地域分権ということで、地方に任せて仕事をやっていく。その観点があって、今回、高浜市のほうでも、生活保護受給者の方を自立させようということで、盛んに活動していますけども、これは、やはり、受益者負担とは言わないですけど、自分のところの財源を、どう確保するというのを真剣に考えれば、こういう活動ができるのであって、従来、国に任せてやっているところは、本当に、そこまで真剣に考えてやっているかというところ、要は、細かいところまで目が届かないわけではないですか。こういうことをやれるのは、地方でやるべきであると思っているし、そのときに、やはり、地方でやったからそれだけの効果が出るということ、きちんとこう負担があるからこれを軽減していく、こういう考えが成り立っているから、今の生活保護受給者を自立させる、再就職させる、こういうことにつながっているというふうに考えますので、その辺のところは、どういうふうに考えてみえますか。

意（11） これは、引き続き地方自治体のほうで、そういうことは、面倒を見るということと、これは、国の負担、国はすべての、25条の2ですけども、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないということで、国の責任は明確なわけで、この25%についても、全額補償すべきと考えます。

意（6） 補償すべきはいいんですけど、例えば、よく言いますよね、自分の

財布から出ると思うといろいろ考えるけれども、これが途端に、他人の財布になると、これ、使っていいという発想になる。これは公共事業の悪いところだと思うんですよ。そういう面でいうと、地域でそういうことが、はっきり自分たちの負担になると思えば、真剣に取り組んでくると思うんですけれども、そういうところが、国の負担だと変われば、意識が変わってきてしまうと思うんですけれども、この辺はどうですか。

意（11） それは、就職はそうですけども、今、捕捉率も低いわけですから、それは、負担が地方自治体に及ぶということになると、やはり、抑えざるを得ないというのがあるわけで、国の負担を全額にするということは、保護をする、生活保護の申請者が、あきらめないで済むということにもつながりますので、お願いします。

意（6） 少し話を変えますけれども、先ほどから、権利の話が盛んに出てくるんですけども、やはり、国民として納税という義務を負っているんですよ、それで、納税する人たちのお金を使って権利を行使する。やはり、納税ありきとは言いませんけれども、できる人、その人をふやさないと、支える人がいなくなると、皆さんがその権利を主張されて、そういう社会になったら、どうされるつもりですか。

意（11） ですから、財源は、富裕層や大企業に求めるということが言われていますし、ウォーレン・バフェットさんですか、私や友人は億万長者にやさしい議会に甘やかされてきたといっています。私たちにも課税をなさいということを盛んに言っておられる方ですので、それは、応分の税負担が必要だと考えます。

意（6） それは、アメリカの話ですよ。ウォーレン・バフェットさんは、日本ではないですよ。もう少し、わかるように説明してもらえないですか。

意（11） 今、資本家というか、結局、株を持っている方に対して、配当金が、今、10%の分離課税になっているんですよ。庶民がお金を預けて、その金利については、20%の税金が分離課税で取られているんです。その分は、大金持ちに大変不公平な税負担だと考えます。そういう観点からみれば、20%、30%、その株の配当に対しての税金を取るべきだと主張しているんです。

意（6） あの、貯金したときに、どうのこうのというお話をされていますけ

れども、別に、少ない金額でも、今、株を買うことはできますよね。だから、やはり、資産というのは、自分で考えて運用される場所であって、株を持ってみえる方は、リスクを負いながらやっているんですよ、銀行預金と違って。そういう観点も必要ではないですか。だから、株を持っているのが大金持ちというのは、少し、何か偏見があるのかなという気がしますけども。

意（11） ああ、それは、大きなお金が動くということなんですよ、要は。リスクも、確かに大きいかもしれませんが。でも、その金の余っている、結局は、富裕層なわけです。そこから税金を取ることは、別に問題ないというふうに思います。

意（4） 今、金が余っているという、金が余っている方が、全員、株に投資するという事はないと思いますよね。いわゆる、会社に対しての、その投資ということの面で見れば、こういう会社に私はかけたいということで投資をする場合があるわけですから、余っているという言い方よりは、どちらかと言いますと、今は、現状ですと新しい会社に対して何とか自分も援助したいとか、あるいは、今、ちょっと詐欺商法みたいなもので、風力発電が何とかという、いわゆる、自然エネルギーの会社に投資したいというかですね、ちょっと、詐欺まがいになってしまっているんで、よくない面もあるでしょうけれど、そういったところに、私はかけたいということで、いくらか、非常に高額を投資している方ですね、基本的な考え方は、やはり、そういうところで社会に貢献したいという意味でもあるかと思しますので、ちょっと、今の、その株を持っている方イコール富裕層で、普通の方は持っていないという議論の仕方では、ちょっとわかりづらいと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

意（11） 富裕層という面では、確かに、余っているという、余っているから投資できるのであって、普通の庶民も投資しようと思うと、大変、リスクが逆に大きいわけですよ。ですから、そのこういうことは、応分の負担という意味合いで、税金を取るべきところではないかと考えます。

意（9） ああ、あまり経済状況を理解されていないものですから、もともとの話に戻したいと思いますが、今回、この請願ですけども、「愛知自治体キャラバン実行委員会」から出ておって、紹介議員が、「内藤とし子」議員、「鷲見宗重」議員になっていきますけれども、他にも、陳情がたくさん出されています。

すけども、この「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願」。これだけを請願にした理由を、お聞かせください。

意（１１） これは、社会保障審議会、生活保護基準部会の動向が、ちょっと気になったものですから、出した。これが、やられたのが、１０月５日ということですので、一緒にできなかったという理由であります。

意（９） あの、言っている意味がまったくわからないので、もう一回、説明してください。

「わかるように、説明してください。」と発声するものあり。

意（１１） ですので、準備段階で、こういう危ない、危ないというか、これ、読みます。単身者における年齢別の基準額と消費を比較すると、消費実態からややかい離しているという文章が載りましたので・・・

「何を言っているのかわからない。」と発声するものあり。

意（１１） 失礼しました。

「何の話をしているのかわからない。」と発声するものあり。

意（１１） 今年の１０月５日、社会保障審議会、生活保護基準部会が開かれて、その部分で、「前回検証以前の議論」ということで、いくつかありまして、その中の「単身世帯における年齢別の基準額と消費を比較すると、消費実態からやや乖離している。」というものが載せられました。ということで、それとは別につくってあったものを、新しくつくったことによって別になったということです。

意（９） 意味が、わかりませんが。それでは、この請願書における、高浜市に対する影響はどのようにお考えでしょうか。

意（１１） それについては、最低賃金も、この基準によって変わる仕組みになっていまして、それにともなって最低賃金も下げられるという影響もないと

は限りませんので、そうすると、高浜市においても経済が悪くなるということが懸念されますので、そういう関係で、高浜市にも影響があるというふうに考えます。

委員長 鷺見委員。もっと明確な答弁を、ちょっと求めます。ちょっと、質問に対して答弁がずれている面がありますので、もっと明確なる答弁をお願いいたします。どうぞ。

意（１１） もうちょっと明確にしますと、生活保護を利用していない低所得者、労働者が直接に影響を受けるということです。消費や、先ほど言った、最低賃金も連動しているし、いろんなところで連動しているというふうに聞いていますので、国民全体に大きな影響を受けるということで、高浜市にも、その影響を、あるという考えです。

意（９） そうすると、生活保護基準を引き下げをしないと、高浜市はよくなるということですかね。あの、おっしゃる意味が、本当にわからないんですけども、きちんと理解をして発言をしていただかないとですね、議論にならないんですけども。とにかく、生活保護基準の引き下げをしないことによって、高浜市に対して、どれだけの恩恵が起こるのかと。それが、お聞きしたいんですけど。

意（１１） これは、本当は、十分で、どれだけの恩恵が受けられるかというのは、未知数であります。そんな議論はできないと思いますけども。

意（９） 我々は、高浜市議会議員なんですよね。高浜市に対してどういう影響が起こるのかということや、やはりしっかり考えるべきであって、逆にいうと、安易にですね、請願に対して紹介議員をやるべきではないのかなという気がいたしますけども、そこのところはどう考えますか。

意（１１） やはり、現状を聞きましたので、生活保護を利用している方のね、聞いてきましたので、一つ、紹介しておきたいと思います。

委員長 鷺見委員。もう、時間もありませんので、具体例は結構です。

意（１１） 大変な、この方は、食費を浮かすためにレトルト食品や缶詰、冷凍食品など賞味期限の長いものを買って、生計を立てているとのこと。暖房も、湯たんぽでしのいでいるそうです。日中は、日当たりがよいので救われますが、夜や雨降りは、大変こたえるといっておられます。ガス代も節約する

ために、洗い物も、お湯を使わずに洗うとのこと。このように、ぎりぎりの生活をしているのが、今の状態です。脅かす、これ以上、その引き下げられるということは、この方にとっては、生活を脅かすという結果になります。です。この陳情には賛成します。

委員長 他に、みえますか。

意（9） あの、本当に生活に困窮する方のための制度が、生活保護制度だと思っただけですね。それを、やめろとか、何とかという話をしていてではなくて、安易に、引き下げだとか老齢加算を復活するだとかということが書かれておるから、賛成ができないという話をしてるわけですよ。今、言った一例というのは、たった、一例ですよ。要は、社会が、今、その人間らしい生活とか、暮らしを脅かすとかと言われても、その人間らしい生活とか、暮らしとかという基準をどのようにみているかということによって変わってくるわけですよ。市民の目線が、生活保護を受けられているから大変だなという、単純なものではなくなっているというのが、今の時代なんです。だから、暮らしをきちんと保つ、生命を脅かさないという部分が、どこを基準としてやっていったらいいのかというところを議論すべきであって、安易にですね、引き下げをしないとか、この加算を復活するだとか、そういった話では、これは議論にならないというふうに思います。ですから、この請願には、反対だということでございます。

意（11） 数字を並べていきますけども、この方の例ですけども・・・

委員長 鷺見委員。もう、ちょっと、時間がありませんので、もう明確に答弁は、お願いします。

意（11） 差し引きで、3,000円。結局、3,000円しか残らないということです。生活保護費をもらって、生活した場合に。そういう、何かあったら、もう、すぐに生活費が足らなくなるということもあるんですね。一例であっても、こういうことがたくさんあるということが、考えられるということです。ということで、老齢加算もすべきだというふうに考えます。

委員長 他の方で、発言がありましたら。

意（14） 社会保障審議会が開かれて、今、検討中ということで、その中で、引き下げがあるかもしれないから出されたというような話だったんですけど、今、

年金の支給額だとかね、それから生活保護の支給額と、最低賃金の給料等が逆転現象が起きているんですよ、その生活保護費のほうが上になって、そういうことも含めて、いろんな、この、生活保護費の支給には問題点があると思うんですよ。必ずしも、下げるといふふうには決まったわけではないし、今、検討されているんですから、やはり、これは一つの大きな問題ですから、僕はきちんと専門家なりね、いろんな立場の方から議論を交わしてもらって、あるべき姿をやっていくことになるだろうし、それでいいと私は思いますけど、必ずしも、今の状態がいいわけではない。今の生活保護制度が、いいわけではないと思いますので、大いに検討して、改善していくべきだと思います。どういうふうに改善されるか、その専門家に任せますけども、国全体のね、財政の問題とか、いろんなことを考えてやっていただければいいと、私は思います。

委員長 30分の時間がきましたので、これで、自由討議は、一応、終了いたしますので、よろしく願いいたします。これをもちまして、請願第1号についての自由討議を終了いたします。なお、これより採決に当たり、当局の方が入場しますので、ここで暫時休憩とし、委員会につきましては、11時20分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

《採 決》

委員長 これより採決をいたします。

- (1) 議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

挙手全員により原案可決

(6) 議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(7) 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願

挙手少数により不採択

(8) 陳情第12号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(9) 陳情第14号 安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善 大幅増員を求める陳情

挙手少数により不採択

(10) 陳情第15号 介護職員待遇改善加算の継続、拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第16号 「子ども・子育て関連3法実施にあたっての意見書」
提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもちまして、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時24分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長

※自由討議あり

〔実施案件〕

- ・ 請願第 1 号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見
書提出を求める請願

(実施時間 午前 1 0 時 4 1 分～午前 1 1 時 1 0 分)